

新旧対照表

1. タッチ決済乗車取扱規則

現行	変更
【用語の意義】 第 3 条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(5) 省略 (新規) 【効力】 第 10 条 タッチ決済乗車を行った場合のタッチ決済媒体の乗車券としての効力は、次の各号のとおりとする。 (1) 当該乗車区間において、片道 1 回の乗車に限り有効とする。 (2) 入場後は当日に限り有効とする。 (3) 途中下車の取扱いはない。 【入出場の制限】 第 13 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、タッチ決済媒体を使用して入出場することはできない。 (1) (省略) (2) タッチ決済媒体により、乗車以外の目的で駅に入場し、同一駅から出場しようとするとき (3) (省略) 【同一駅で出場する場合の取扱い】 第 17 条 (省略) 2 旅客はタッチ決済媒体を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合、入場料金相当額を現金等で支払った後、タッチ決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。	【用語の意義】 第 3 条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(5) 省略 <u>(6) 駅構内利用</u> <u>タッチ決済媒体を使用して乗車以外の目的で乗降場に入場することをいう。</u> <u>(7) 駅構内利用時間</u> <u>駅構内利用の制限時間で、入場してから 20 分間と定める。</u> 【誤って入場した場合の取扱い】 <u>第 9 条の 2 旅客が改札機等による改札を受けて誤って入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、第 17 条第 2 項の規定を適用する。</u> 【効力】 第 10 条 タッチ決済乗車を行った場合のタッチ決済媒体の乗車券としての効力は、次の各号のとおりとする。 (1) <u>タッチ決済媒体に名義人が存在する場合は、当該名義人本人に対し</u>当該乗車区間において、片道 1 回の乗車に限り有効とする。 <u>(2) タッチ決済媒体に名義人が存在しない場合は、持参人に対し当該乗車区間において、片道 1 回の乗車に限り有効とする。</u> (3) 入場後は当日に限り有効とする。 (4) 途中下車の取扱いはない。 【入出場の制限】 第 13 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、タッチ決済媒体を使用して入出場することはできない。 (1) (省略) (2) タッチ決済媒体により、乗車以外の目的で駅に入場し、同一駅から出場しようとするとき。<u>ただし第 18 条、第 19 条、第 20 条に規定する駅構内利用の場合を除く</u> (3) (省略) 【同一駅で出場する場合の取扱い】 第 17 条 (省略) 2 旅客はタッチ決済媒体を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合、入場料金相当額を現金等で支払った後、タッチ決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。<u>ただし、第 18 条、第 19 条、第 20 条に規定する駅構内利用の場合を除く。</u>

新旧対照表

1. タッチ決済乗車取扱規則

現行	変更		
(新規)	【使用方法】 <u>第 18 条</u> <u>タッチ決済媒体は、第 9 条の規定にかかわらず、別表第 2 号に規定する駅において、旅客が乗車以外の目的で改札機等による改札を受けて入場し、同一のタッチ決済媒体により改札機等による改札を受けて同一駅で出場する場合に、当該駅の駅構内利用に使用することができる。</u>		
(新規)	【効力】 <u>第 19 条</u> <u>前条に規定する駅構内利用において、使用するタッチ決済媒体の効力は、次の各号のとおりとする。</u> <u>(1) タッチ決済媒体に名義人が存在する場合は、当該名義人本人に対し有効とする。</u> <u>(2) タッチ決済媒体に名義人が存在しない場合は、持参人に対し有効とする。</u> <u>(3) 入場後は当日中の駅構内利用時間内に限り有効とする。</u> <u>(4) 駅構内利用では、列車に立ち入ることができない。</u>		
(新規)	【駅構内利用時間超過時の取扱い】 <u>第 20 条</u> <u>第 18 条に規定する駅構内利用において、駅構内利用時間をこえて出場する場合は、入場料金相当額を現金等で支払った後、タッチ決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。</u>		
(新規)	別表第 2 号(第 18 条関係) 「駅構内利用の取扱駅」 <table><tr><td>対象駅</td></tr><tr><td>全駅(天神橋筋六丁目駅を除く)</td></tr></table>	対象駅	全駅(天神橋筋六丁目駅を除く)
対象駅			
全駅(天神橋筋六丁目駅を除く)			